

平成23年11月
契 約 課

2種目格付（土木・建築）に係る取扱いの変更について

本市では、京都市公共工事競争入札有資格者格付要領に基づき工事種目ごとに格付を行っていますが、平成18年度以降、本要領の中で「土木」及び「建築」の2種目に重複する入札参加資格（登録）及び格付を制度化し、一定のルールの下で運用しています。

しかしながら、現行方式では格付の継続性の面で不合理が生じる恐れがあるため、平成24年度から、下記の通り格付に係る取扱いを変更することとしましたのでお知らせします。

記

（これまで）

新たに第二種目（追加種目）の登録申請を受け、条件が満たされた場合には、新規の単一種目登録の格付適格者に適用する最下位等級ではなく、総合点数及び工事完成高に応じた等級（技術者等の条件を満たす必要あり。）に格付することとしてきた。

（今 後）

新規の単一種目登録の格付適格者と同様に扱うこととし、第二種目の最下位等級に格付する。